

平成29年度
第1回千葉市農業委員会総会

議 事 録

千葉市農業委員会

平成29年4月20日、千葉市農業委員会会長 野崎好知は、平成29年度第1回千葉市農業委員会総会を千葉中央コミュニティセンター8階 千鳥・海鷗 に招集した。

<会議に付した議案等>

議事日程

日程第1 議事録署名人の選任について

日程第2 議案第1号 遊休農地に関する措置の実施計画について

議案第2号 農業委員会の適正な事務実施について

日程第3 報告事項1 農業委員会委員・農地利用最適化推進委員の公募に係る応募結果について

報告事項2 平成28年度農地部会の年次報告について

報告事項3 平成28年度農業振興部会の年次報告について

報告事項4 平成28年度農地銀行事業の年次報告について

報告事項5 平成28年度農業委員会だより編集委員会の年次報告について

日程第4 連絡事項1 農業者年金の加入推進について

<出席委員> (29人) ※ 番号は議席番号

1 番	長谷川 政 美	2 番	猪 野 幹 夫
3 番	大 塚 久	5 番	小 林 正 明
6 番	石 橋 幹 男	7 番	笠 川 泰 雄
8 番	植 草 隆 晴	9 番	浅 川 政 明
11 番	竹 下 洋 一	12 番	宮 崎 一 雄
13 番	野 崎 好 知 (会長)	14 番	小 川 正 義
15 番	中 村 公 江	16 番	田 中 和 夫
17 番	長谷川 功	18 番	伊 原 茂 久 (農業振興部会長)
19 番	花 島 豊 勇	20 番	安 井 誠 一
22 番	蛭 田 浩 文	23 番	橋 本 泉
24 番	小 川 友 安	26 番	中 島 賢 治
27 番	西 郡 高 夫	28 番	長谷部 衡 平 (会長職務代理者)
29 番	小 川 隆 良	30 番	浅 尾 孝
31 番	石 井 一 也	33 番	近 藤 千鶴子
34 番	市 原 孝		

<欠席委員> (4人)

4 番	鈴 木 武 夫 (農地部会長)	10 番	武津岡 広 治
21 番	高 澤 義 信	25 番	齋 藤 元 治

<事務局出席者>

事務局長	加 瀬 秀 行	次 長	岡 本 茂 之
次長補佐	橋 園 俊 朗	農地利用最適化推進班主査	福 島 悟
農地審査班主査	江 上 章 子	農地指導班主査	今 井 正 隆

(開会 午前10時)

議長 ただ今より、平成29年度第1回千葉市農業委員会総会を開会いたします。
お手元の会議日程に従いまして、進行させていただきます。本日の出席委員
は、33名中29名で総会は成立しております。

 まず、小川 友安委員、竹下 洋一委員のご両名に、県知事から国有財産
管理人の委嘱状が届いておりますので、議事に先立ちまして、私より伝達を
行います。

 それでは、国有財産管理人の委嘱状伝達式を行います。小川委員、竹下委
員、前へお進みください。

 委嘱状の伝達

 それでは、議事に入ります。

 日程第1「議事録署名人の選任について」は、議席順となっておりますの
で私より指名いたします。

 議席番号31番 石井 一也委員

 議席番号33番 近藤 千鶴子委員

 の両名をお願いいたします。

 続きまして、日程第2 議案第1号 遊休農地に関する措置の実施計画に
ついてでございます。事務局説明願います。

加瀬事務 議案第1号について、説明させていただきます。

 局長 議案書1ページをお願いいたします。

 議案第1号 遊休農地に関する措置の実施計画についてですが、下段の議

案説明欄に記載のとおり、農地法に基づく遊休農地に関する措置について、平成29年度の実施計画を定めようとするものです。

2ページをご覧ください。具体的な実施計画案です。

まず、1の「農地の利用状況調査」ですが、(1)公図、航空写真などにより遊休農地を把握し、農地利用最適化推進委員会を中心とした体制で、現地調査を実施します。

特に、記載はしてありませんが、昨年度は公選委員27名及び事務局と農政課による調査班を3班編成し、市内全域の現地調査を実施しました。

地域事情に精通している地区担当委員のご協力により当初予定していた期間より短い期間で効率的な調査を実施することができました。この場をお借りし、改めて御礼申し上げます。

次に(2)ですが、納税猶予制度の適正な運用、農地が集团的に利用されている優良農地の遊休農地化防止及び遊休農地の有効利用を図るため、納税猶予適用農地並びに農振農用地を重点に全農地の調査を行います。

次に(3)ですが、その他、農業者からの遊休農地に係る相談等は、随時、地区担当、農地利用最適化推進委員会により、利用状況調査を実施します。

次に、2「遊休農地所有者等への利用意向調査」ですが、昨年同様、(1)利用状況調査により把握した遊休農地の所有者等に対して、利用意向調査を実施します。その結果を(2)に記載のとおり、農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体への貸付希望者の情報をそれぞれの機関へ通知します。

次に3「利用意向調査後の状況確認とその後の措置」ですが、(1)所有者等の利用意向調査実施から6ヶ月を経過した後、意向表明の履行状況及び意向表明のない方についての利用状況確認を実施します。

次に(2)に記載のとおり、状況確認の結果、表明した内容が実施されていない、または、該当農地の利用状況に改善が見られない場合は、総会の議

決を経て、農地法第36条に規定する勧告を行います。

続いて、3ページをお願いします。

4「非農地判定調査」ですが、上から5行目以下に記載の(1)(2)に該当する農地について、農業委員による現況確認を実施し、これに基づき、総会の議決により、農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの判断を行います。

次に、5の平成29年度実施スケジュールについてですが、別紙案のとおりと記載してありますが、恐れ入りますが4ページのA3の表をご覧ください。今、説明した内容を具体的にスケジュール表に落としたものです。順番がわかりやすいように各項目に○数字を打って内容を記載しています。

まず、一番上の段の1「利用状況調査」ですが、①のとおり調査用公図・台帳整理を5月中旬までに行います。

続いて、②航空写真・公図による遊休農地の把握を行い、その農地について③のとおり現地調査を行い、概ね10月末まで実施する予定です。

次に、2の「遊休農地所有者等への利用意向調査」ですが、④で遊休農地所有者等への利用意向調査を実施します。11月末までの1か月を予定しております。

これにより、貸付希望がある農地については⑤で、翌年度4月に農地中間管理機構等に通知いたします。

次に3「利用意向状況確認後の状況確認とその後の措置」ですが、⑥利用意向調査後の状況調査を翌年度の10月末まで実施をいたします。

次に、4「非農地判定調査」ですが、農地法第2号に該当するか否かの判断を随時実施して参ります。

説明は以上です。

議長	お聞きのとおりです。本件につきまして、ご質問、ご意見等がありましたら、お願いします。 橋本委員、お願いします。
橋本委員	農地利用状況調査ですが、昨年一昨年やっている中で、農業委員自体がその土地の所有者がわからないのが多くあります。こういう場合、いわゆる職権で地元の農業委員はわかるようにしていただければ、より一層効率化ができるのではないかと。そのように思いますが、どのようにお考えですか。
岡本次長	利用状況調査等に係る土地の所有者等の情報についてですけれども、今後作業等が行いやすくなるように、その必要な情報は円滑に提供できるようにしたいと思います。こういった形で個人情報を提供するかというものを整理した上で、今後の作業が効率化できるような方法を考えていきたいと思えます。以上でございます。
橋本委員	はい、了解しました。
議長	この件について、私からも聞きたいのですが、地主さんと貸してある人がわからないということは、本来はないはずですよ。一応形としては、個人が耕作をしていると思うのですが、その辺については、地主さんにお聞きすれば大半がわかるのではないかなと思うのですが、その調査については、どのように考えていますか。
岡本次長	情報を収集する方法、整理する方法につきましては、できるだけ円滑に確実にできるような方法を考えていきたいと思えます。

議長

よろしくお願いいたします。他に質問・意見ございませんか。

中村委員

この利用意向調査をした後に、３の（２）で、「総会の議決を経て、農地法第３６条に規定する勧告を行う」となっていますが、これは、どのようなことを想定しているのかというのをもう少しお示しいただけますか。

岡本次長

利用状況調査を行った結果について、該当するケースにつきまして、中間管理機構と協議すべきものを勧告するものとされていますので、実際個別の状況調査を見た上で、その対応について適切な対応を行っていきたいと思います。

中村委員

持ち主自身の権利というか、できる能力がある場合とない場合とあるときに、その勧告をされて中間管理機構云々という話があったのですが、本来ちゃんと農地として活用されればいいし、そういうふうにしたいと一応お持ちの方はそう思っているのかなと思うんですけれども、中間管理機構に委ねて対応することで、この遊休農地が結果として農地として復活できるようなそういう中身に、この計画をされたことで、今現状で行われているよりもさらに前に進むと、そういう理解をしていいのか、お示しいただけますか。

岡本次長

中間管理機構、千葉県園芸協会のほうでも、新しい担当官を置くなどの改善・取り組みを行っておりますので、そちらの中間管理機構等と協議を行いながら、これまでより改善が進むように取り組んでまいります。

議長

他にございませんか。

市原委員

農業委員会のほうではないかもしれないけれど、勧告がでた場合に、固定資産税が1.8倍になって、ちょっと心配でいたのですが、その辺は農業委員会でわかりますか。

福島主査

勧告自体を行った上で税金が上がるというような、法律上はそうなっているんですけども、昨年度は、勧告は実施しておりません。その上で、中間管理機構に貸し出すべき農地として、総会等で議決を経た上で、それでも指導に従わないですとかそういったような場合に限られてくるようなものになりますので、現状ではそのようなケースは生じておりません。

議長

他にございませんか。

中島委員

26番、中島です。私も今、思ったのですが、非農地判定で農地ではないとなった場合、地目は雑種地になるのですか。

福島主査

地目につきましては、現況に従ってになります。農地が荒廃しているような状態であれば、山林や原野といった地目になると考えられます。雑種地というのは、駐車場であったり、資材置き場であったり農地転用で売買されるような土地については、そのような地目になってくるのかなと思います。判定のほうは法務局でする形になります。

中島委員

農地でなくなるので、通常の売買できるようになるということですか。

福島主査 現況判断して、もちろん農地部会とかで議決を経ていただくような形になりますけれども、そのような場合につきましては農地ではなくなりまして自由に売買できるような土地になるということです。

議長 他にございませんか。

意見・質問なし。

他にご意見、ご質問がないようですので、議案第1号についてお諮りいたします。議案第1号を可決することに、ご異議ございませんか。

異議なし。

ご異議ございませんので、議案第1号は可決いたしました。

次に、議案第2号 「農業委員会の適正な事務実施について」でございます。事務局、説明願います。

加瀬事務 議案書5ページをご覧ください。

局長 議案第2号 農業委員会の適正な事務実施についてですが、農業委員会における平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）及び平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）を定めようとするものです。

6ページをお願いします。

別紙様式1「平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画」です。これ以降についまして、字が小さく大変恐縮ではございますが、必要な箇

所だけ簡単にご説明をさせていただきます。

はじめに、ローマ数字１の「農業委員会の状況」については、１の「農家・農地等の概要」及び２の「農業委員会の現在の体制」については、記載のとおりです。

次に、７ページをお願いします。ローマ数字２の「担い手への農地の利用集積・集約化」です。

１ 現状及び課題ですが、管内の農地面積は３，６７０ ha、これまでの集積面積は１２４．９ ha、集積率は３．４０％となっています。

また、「課題」は、農業従事者の高齢化や後継者不足に加え、農地の分散、狭隘による遊休農地の増加により、集約化が阻害されている、としています。

２の平成２９年度の目標及び活動計画では、集積面積を１３４．９ haとし、そのうち新規集積面積を１０ haとしました。

「活動計画」については、記載のとおりです。

次に、ローマ数字３「新たな農業経営を営もうとする者の参入促進」です。

１の「現状及び課題」のうち上段の新規参入の状況については、記載のとおりです。その下の課題については「新規参入者が効率的な農業経営をするために必要な一定規模以上の集団化した農地の確保が困難」としています。

次に、２の平成２９年度の目標及び活動計画では、「参入目標数」として、１０経営体、参入目標面積を４ haとしました。

「活動計画」は、新規参入者の就農地の確保、農地の集約化・集団化を挙げています。

次に８ページをお願いします。

ローマ数字の４「遊休農地に関する措置」についてです。

１ 現状及び課題ですが、「管内の農地面積」は、３，６７０ haのうち「遊休農地面積」は、１４ haで、割合は０．３８％です。

「課題」については、再生利用可能な遊休農地及び不作付地の担い手への集積を進める必要があること及び遊休化の恐れのある農地の未然防止のための施策を講じる必要があることとしています。

次に、2 平成29年度の目標及び活動計画ですが、

「目標」は、遊休農地の解消面積を10ha。過去の実績を勘案して設定しました。その下の「活動計画」については、記載のとおりです。

次にローマ数字の5「違反転用への適正な対応」です。

1 現状及び課題は、記載のとおりです。

2 平成29年度の活動計画ですが、①農地のパトロールの実施②違反転用防止啓発リーフレットの配布③違反転用防止月間を設け、農地パトロールの強化を挙げています。

次に、9ページをお願いします。

ここからは別紙様式2として、「平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」をとりまとめたものです。

ローマ数字1の「農業委員会の状況」については、記載のとおりです。

10ページをお願いします。

ローマ数字の2「担い手への農地の利用集積・集約化」です。

1の現状及び課題は、記載のとおりです。

2の平成28年度の目標及び実績ですが、集積面積140haの目標に対して、実績は124.9ha、うち新規実績は2.3ha。達成状況は89.21%となっています。

3の目標達成に向けた活動は記載のとおりです。

4の目標及び活動に対する評価ですが、まず、「目標に対する評価」については、集積自体は、一定程度進んでいるが、主に新規の担い手への集積が進まず目標値を下回ったとし、「活動に対する評価」は、農地法第3条の3の届

出等での農地貸借のあっせん希望農地について、地域の農業委員とともに利用調整に努めたが担い手への集積が進まなかったとしています。

次に11ページをお願いします。ローマ数字の3「新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」ですが、

「1 現状及び課題」は、記載のとおりです。

次の「2の平成28年度の目標及び実績」は、参入目標10経営体に対して、参入実績が7経営体、達成状況は70%となっています。また下段の参入目標面積4haに対して、参入実績面積は3.53ha、達成状況は88.30%となっています。

続いて「3の目標の達成に向けた活動」は、記載のとおりです。

次の4の「目標及び活動に対する評価」のうち、「目標に対する評価」ですが、目標の達成には及ばなかったが、新規参入者への農地のあっせんを進めることができたとしています。また、「活動に対する評価」は、こちらも目標の達成には及ばなかったが、遊休農地の解消、農地の集約化の各事業と連携し、一定の効果を得られたとしています。

次に、12ページをお願いします。

ローマ数字4「遊休農地に関する措置に関する評価」についてですが、1の現状及び課題は記載のとおりです。

次に、「2の平成28年度の目標及び実績」ですが、30haの目標に対して、実績が32ha、達成状況は106.67%と皆様のご協力により目標を上回ることができました。

「3 2の目標の達成に向けた活動」は記載のとおりです。

次に「4の目標及び活動に対する評価」ですが、目標に対する評価は、農地所有者等に意向調査を行った結果、目標面積を上回ることができたとし、また、「活動に対する評価」ですが、地区担当農業委員とともに現地調査に臨

んだ結果、迅速な判断により効率的に調査が進められた、としています。

次に、１３ページをお願いします。ローマ数字５の「違反転用への適正な対応」ですが、１の「現状及び課題」ですが、まず、現状の数値は、後程出てまいりますが１年間の実績と比較するために平成２８年３月時点となっていますのでご注意願います。課題は、早期発見・是正に向け毎日パトロールを実施しており、新たに発生した違反には効果を上げている。しかしながら、過去の違反については時間の経過により是正がより困難な状況となっている、としています。

２の平成２８年度の実績ですが、実績３．２４ｈａで、０．０３haの減少となっています。

続いて３の活動計画・実績及び評価ですが活動計画及び活動実績については、記載のとおりです。活動に対する評価は、パトロールの強化等により違反防止と早期発見に努め、新規違反の件数が減少するとともに、過年度２件の是正等により違反面積も減少した、としています。

次に、１４ページのローマ数字６の「農地法等によりその権限に属された事務に関する点検」です。

１、農地法第３条に基づく許可事務ですが、１年間の処理件数が５７件で、すべて許可となっています。

表の点検項目及び具体的な内容については、記載のとおりです。

次に、「２、農地転用に関する事務」ですが、１年間の処理件数は１６５件で、表の各点検項目及び具体的な内容については記載のとおりです。

次に、１５ページをお願いします。

「３、農地所有適格法人からの報告への対応」ですが、表の点検項目の上段の農地所有適格法人からの報告についての右側の欄の実施状況について、上から管内の農地所有適格法人数２７法人のうち、報告書の提出を行った農

地所有適格法人数は１４法人となっており、その下の督促を行った農地所有適格法人数は１３法人で記載のとおり対応しました。

「４、情報の提供等」は、点検項目の一番下の段の「農地台帳の整備」については、実施状況として整備対象面積４，４９２ha、データ更新を農地法の許可や農用地利用集積計画に基づく利用権の設定、その他農地基本台帳申告書等の提出があった場合は、それらを踏まえて、随時更新しています。

次に、１６ページをお願いします。ローマ数字７の「地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容」ですが、特に要望・意見等はありませんでした。

最後に、ローマ数字８の「事務の実施状況の公表等」ですが、１、総会等の議事録やひとつ飛んで３の活動計画の点検・評価についてはホームページにて公表を行っています。また２、の農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出については、千葉市長あて意見概要のとおり提出をしています。

調書の内容については以上です。

なお、ただいまの、「農業委員会の適正な事務実施」について、この総会で決定いただいたのち、公表し、その後、千葉県を通じ、関東農政局に報告し、市のホームページで公表することとなっています。説明は以上です。

議長

お聞きのとおりでございます。

本件につきまして、ご意見、ご質問がございましたら、お願いします。

中村委員、お願いします。

中村委員

確認したいのですが、遊休農地そのものが１４haほどだと、法務局から言われている土地の扱いとかも含めてすでに実態がないというのも含めて、

それ全部把握された上で、この14haという理解でいいのか、先ほど計画にも出されたものも含めて全部遊休農地というのは基本的に手のひらにのっている数だとの認識でいいのかどうかということをお聞きしたいのと、11ページの新たに農業経営を行おうとする者の参入促進をいうことで、25年度から27年度までに新規参入が8経営体から12、その次が2経営体ということで、だいぶ落ちてしまったというところでは農業委員会の法の改正も含めていろいろ忙しくて大変だったということなのか、単にそういう手が挙げなかったということなのか、このあたりの分析をどのようにしていращやるのかももう少しわかればと思いました。この目標を設定した根拠についての10haとか計画として出された中身については一体どうなっているのかなということをもう少しお聞かせいただければと思います。

それと昨年度は農地部会、私は農地部会にはいなかったのですが、幕張地域でのメガソーラーの設置がなされるということが問題になって、農地部会でも審議がされたと思うんですけども、そもそも農業をやってなかったような場所であるならばそれ自身を認めること自身否定はしないんですけども、やっぱりその活用のあり方が環境にかなり影響を及ぼすということを含めた中身がより慎重審議あってしかるべきかなというふうな思いがあったので、そういう今後の農地の対応にあたっての取り組み方として、これから先ですね、もう少しそういう中身も加味した上で今後どういうふうに取り組むのかなということはこのようにここに反映されたのかどうかお聞きしたい。

岡本次長

まず1点目の、遊休農地の14haといいますのは、この利用状況調査を経て算定された面積でございます。

そして11ページでの新規参入者数の増減についてですけども、その少ない年は出てしまったのですが、これまで以上新体制に伴いまして農地等利

用の最適化の一つに新規参入の促進が大きく位置づけられておりますので、
今後は参入者数が大きく増加するように推進に努めてまいりたいと思います。
す。

そして3点目の幕張2丁目のメガソーラーなどの件を例に挙げた話ですけれども、メガソーラーの件は今後もいろいろ申請等あがってくると思いますけれども、法令に照らしまして慎重な審議を重ねて的確な判断が出されるようにしていきたいと思います。以上です。

中村委員

幕張の後ですね、確か緑区の椎名崎町、そちらの方は前の朝生事務局長さんも現地に出向いて、私も現場見ましたけれども、本当は畑作やっていたり、農家の方にやっぱり事業者がそれを進めるために土地を売ってくれという話がどうもなされていたと伺うと、せっかく農業やっているのに結局そういう金儲けの道具に農地が売られてしまうのは、ちょっといかがなものかなという思いもあって、やはり全くやってないという状況ならわかるんですけども、せっかく耕作している場所も今後そういうふうになってしまうようなことは、農業委員会としてみすみす認めてしまうのはどうかなと思いますので、ぜひ対応をしていただきたいと思っております。

議長

これはご意見でいいですか。他にございませんか。

長谷川政
美委員

1番の長谷川です。ちょっと数字の確認なのですが、遊休農地に対する措置でですね、遊休農地面積28も29も同じ14haになっているんですけども、これは全く変わらない同じ場所なんですか。

それともう1点、違反転用への適正な対応13ページにあるんですけども、管内の農地面積が遊休農地の措置の面積3,670ha、それから違反

転用3, 710ha、この違いを説明してもらいたい。

岡本次長 2点目の方を先にご説明させていただきますが、3, 670haは平成29年3月現在の面積でございまして、そして3, 710haは平成28年3月現在、つまり1年間の変化を踏まえたものでございます。

長谷川政
美委員 28年3月が3, 710ha？

岡本次長 28年3月が3, 710ha、そして29年3月が3, 670haでござ
います。

長谷川政
美委員 ということは、農地面積が減ったということは転用で減ったということ
ですか。理由としては。

岡本次長 主に転用の経過を踏まえたものでございます。

議 長 はい、長谷川さんよろしいですか。ほかにございませんか。

岡本次長 あと、もう1点ですが、遊休農地面積14haの件でございますけれども、
平成29年4月及び平成29年3月、こちら変わりなく14haとして算定
されております。以上でございます。

議 長 ほかに。はい、職代。

長谷部職務代理	15 ページのですね、農地所有の適格法人のという形の中で、3 番のこの法人の報告書の内容について未だ報告書を提出されてないっていうがあるんですね。この4 法人が未だに報告されていないと。法人であって督促をしても、未だ届出をしないというのはおかしいのではないかと。もう潰れかかっているのか。その辺の信憑性を疑ってもう少し的確に対応してほしいなと思うんですけども。
岡本次長	この4 法人などは、実際経営上、実態としてなくなっているというものでございまして、現状を確認した上で適切な対応を、催促、督促を重ねるのか別の手法をとるのかを行ってまいります。
長谷部職務代理	そうするとこの農家の4 法人についての現在の耕作範囲、耕作状況をですね、どんな状況になっているのか、その状況について農業委員会のほうでは、どのような指導をおこなっているのかということをお伺いしたいなと思いますけれども。
岡本次長	今、具体的な個別の会社の状況について、ご説明できる状況にはありませんけれども、現況を確認して、適切に対応してまいります。
議長	現在確認しているということですか。
岡本次長	改めてその状況については確認いたします。
議長	他にございませんか。他にないようですので、お諮りいたします。議案第2 号につきまして、可決することにご異議ございませんか。

異議なし。

ご異議ございませんので、議案第2号は可決いたしました。

次に日程第3ですが、いずれも報告事項ですので、報告事項1から一括して上程いたします。

はじめに、報告事項1「農業委員会委員・農地利用最適化推進員の公募に係る応募結果について」事務局より、ご説明願います。

岡本次長

それでは、報告事項1について、ご説明いたします。

17ページをご覧ください。

まず、これまで昨年度からいろいろご審議いただいております農業委員会委員・農地利用最適化推進員の応募につきまして、準備が進んで、先月3月15日から4月14日まで、応募の受け付けを行いました。そして、その応募の結果でございますけれども、農業委員については、43名の方から応募いただいております。年齢、性別、認定農業者数についてはご覧のとおりでございます。

そして、農地利用最適化推進委員につきましては、23の区ごとに募集していることとなりますけれども、応募者数36人の方から応募いただいております。希望する担当区域について、表の掲載のとおりでございます。

そしてこの応募の結果の公表についてですけれども、今回資料としては応募いただいた方のお名前等掲載しておりますが、そのほか経歴、志望理由等所定の項目につきましては、ホームページで只今準備をしておりますが、準備ができ次第、ホームページでできるだけ速やかに公表するようにしたいと思います。

今後のスケジュールでございますけれども、5月の上旬にまず応募いただきました書類の審査、そして中旬頃に面接を行う予定でございます。そして6月下旬から農業委員につきましては、議案の提出、最適化推進委員につきましては6月の総会、あるいは事務の進行、応募の状況により選考結果状況等によりましては、7月の新農業委員会の総会で審議を行います。7月20日に新農業委員の任命式、そして、農地利用最適化推進委員の委嘱を行う予定でございます。報告事項1については、以上です。

議長 ありがとうございます。続きまして、報告事項2「平成28年度農地部会の年次報告について」、大塚農地部会長職務代理よりお願いいたします。

大塚農地部会長職務代理 平成28年度農地部会年次報告について報告します。議案書の21ページをお願いします。

1の「農地の権利移動及び農地転用等の状況」ですが、(1)「農地法第3条の状況」については、件数は、108件、面積は、42万8千140㎡です。前年度に比べ件数で21件減少し、面積も、6万929㎡減少しました。

次に(2)「農地法第4条の状況」については、件数は、193件、面積は、11万5千599㎡です。前年度に比べ件数で3件増加し、面積も、9千979㎡増加しました。

(3)「農地法第5条の状況」については、件数は、617件、面積は34万5千337㎡です。前年度に比べ件数は1件減少し、面積は4万488㎡増加しました。

ただ今、ご説明しました、農地法第3条・4条・5条の詳細については、22ページから27ページに記載してますので、後ほど、ご覧ください。

議案書の21ページにお戻り下さい。

次に（４）「農地法に基づく許可を要しない現況確認書（非農地）の状況」については、件数は、１８件、面積は、３万９千２０１㎡です。

次に（５）「贈与税・相続税の納税猶予に関する適格者証明の交付状況」ですが、相続税の交付件数は、３件、面積は、７千４３７㎡です。贈与税の交付は、ありませんでした。

次に（６）「登記官からの地目変更登記に係る照会状況」についてです。

照会件数は、１４０件、面積は、１２万９千３８２㎡、現地調査回数は、４回です。

次に２８ページをお願いします。

１０「農地違反転用防止対策事業」ですが、（１）未然防止の啓発として、農業委員会だよりによる啓発、また、農業委員の地域における啓発と指導の徹底を図りました。

（２）違反転用の主な事例ですが、記載のとおりです。

（３）指導体制の強化ですが、農業委員の地域における監視及び農協と農家組合の協力による監視等、指導体制の充実・強化を図っています。

（４）事業実績ですが、違反転用件数が２１件、違反転用の内訳、件数については、記載のとおりです。

次に２９ページをご覧ください。

１１「農地改革関連事務」ですが、農地改革に係る買収・売渡等の調査及び資料提供を行ったところです。平成２８年度の相談件数は、０件でした。

１２「農業委員会による和解の仲介」については、平成２８年度の申立ては、ありませんでした。

１３「国有農地等に関する管理」の状況ですが、（１）表の下段、「計」の欄をご覧ください。平成２９年３月末現在で、平成２１年の農地法改正以前に国が取得した国有農地は、５８筆、２万４千７４０㎡となっています。

(2) 開拓財産の処分は0件です。

また、(3) 農地法改正後に取得した国有農地は1筆、991㎡です。

次に30ページをご覧ください。

14「会議開催状況」です。農地部会は、昨年度は12回開催しました。

以上で、平成28年度の農地部会の年次報告を終わります。

議長

ありがとうございました。続きまして、報告事項3「平成27年度農業振興部会の年次報告について」、伊原農業振興部会長より、お願いします。

伊原農業
振興部会
長

報告いたします。「平成28年度農業振興部会年次報告について」

平成28年度の農業振興部会年次報告を申し上げます。

議案書の31ページをお開きください。

1 農業振興部会活動の(1) 意見交換会の実施ですが、農業委員会等に関する法律の改正により「農地等の利用の最適化の推進」が法定事務化され、各種農地等利用最適化推進施策の実施に向け必要な農業者の現状把握及び意見等の聴取を目的に1月24日に「市内農業者と農業委員との意見交換会」を実施しました。当日は、市内の認定農業者14名に参加いただき、「農業者が連携すれば、こんなに強くなれる」をテーマに議論を深めました。

(2) 各種研修会等への参加ですが、今後実施される「農地等の利用の最適化の推進」に係る施策に対応すべく研修会等参加し、農業委員としての資質向上に努めました。研修会等の内容については、記載のとおりです。

次に32ページをお願いします。

2「会議の開催状況」です。農業振興部会は、5回開催しました。

4月には、農業関係機関から平成28年度の事業計画について、伺いました。

6月、9月、10月には、新たに設置される農地利用最適化推進委員の選任、担当地域、募集要項等について審議しました。

3月には、平成29年度農業振興等に係る計画（案）について及び平成28年度農業振興部会年次報告について審議しました。

次に33ページをお願いします。

3「農業者年金業務」ですが、(1)28年度末現在における加入状況としましては、政策支援加入者が4名、通常加入者が15名、加入者数は合わせて19名です。

次に、(2)28年度農業者年金受給状況ですが、裁定者について、経営移譲年金は1名、老齢年金は、旧制度において3名、新制度において4名でした。特例付加年金の裁定者は、1名でした。経営移譲年金と特例付加年金の支給停止者は、いませんでした。

次に、(3)被保険者と年金受給者の推移ですが、28年度末では、経営移譲年金受給者69名、老齢年金受給者のうち旧制度における老齢年金受給者141名、新制度における老齢年金受給者12名でした。また、新制度による特例付加年金受給者が2名となり、合計224名となっており、前年より9名の減少となっています。

以上で、平成28年度の農業振興部会年次報告を終わります。

議長

ありがとうございました。続きまして、報告事項4「平成27年度農地銀行事業の年次報告について」でございますが、この報告は、会長である私から申し上げるところですが、ただ今、議長を務めておりますので、代わって長谷部副会長より報告をお願いします。

長谷部副

平成28年度における農地銀行事業の年次報告を申し上げます。

議案書の３５ページをお開きください。

「１ 農地銀行活動」についてご説明します。

始めに、昨年１１月１１日、青葉の森公園で開催された、「経営力強化・農地集積促進シンポジウム」に参加しました。

２点目は、農地流動化推進員への権利調整依頼を、１１筆、１８，４１２㎡の農地について行いました。

３点目は、利用権の終期満了に伴う再設定の通知を貸し手５５戸、借り手３２戸に行いました。

４点目は、農地銀行制度の普及・啓発を図るため、ホームページの通年掲載により制度の普及、啓発を図りました。

続きまして、「２ 農地銀行登録状況」についてですが、平成２８年度の登録状況は、１１筆、１８，４１２㎡です。累計として、現在、２８０筆、２８５，９６８．２１㎡登録されています。

続きまして、「３ 年度別利用権設定状況」についてですが、２８年度の利用権設定面積は、新規設定３３５，４６０．００㎡、再設定２９１，８５４．５７㎡、合計６２７，４１４．５７㎡となっています。

次に、３６ページをご覧ください。

「４－１ 平成２８年度地区別利用権設定状況」ですが、この表は、平成２８年度の利用権設定状況を、地区別に設定期間ごとに表わしたものです。右の合計欄ですが、地区別では緑区がもっとも多く、設定期間については、１０年以上がもっとも多い状況となっています。

次に、３８ページをご覧ください。

「５ 累積地区別利用権設定状況」は、右下の面積合計欄ですが、田１２１．９８ha、畑１１０．３４ha、合計２３２．３２haとなっています。

以上で、農地銀行事業 年次報告を終わります。

議長

ありがとうございました。

次に、報告事項５「平成２８年度農業委員会だより編集委員会の年次報告について」でございますが、報告は、長谷部副委員長よりお願いします。

長谷部副
委員長

平成２８年度における農業委員会だより編集委員会の年次報告を申し上げます。

議案書の３９ページをお開きください。

農業委員会だよりは、農家の方々に農業に関する各種施策や営農情報等を提供するため、農業委員で構成する編集委員会で企画・編集し、農業組合長を通じ、農家に配布いたしました。

発行部数、発行回数につきましては、記載のとおりです。

掲載の内容については、表のとおりで、農業委員会制度の改正、農業委員・農地利用最適化推進委員の募集、農地利用状況調査の実施、経営所得安定対策、農業者年金などに関する情報提供を行いました。

次に、会議等開催状況ですが、企画会議を３回、編集会議を５回、農家取材を１回実施しました。

以上で、農業委員会だより編集委員会の年次報告を終わります。

議長

ただいまの報告事項５件につきましては、報告案件ということでございますので、ご了承いただきたいと存じますが、何か質問等ありますでしょうか。

橋本委員、お願いします。

橋本委員

１７ページと１８ページ、１９ページのいわゆる農業委員と農地利用最適化推進委員の公募に係る応募結果についてです。

事務局のほうにお伺いをしたいのですけれども、実は3月28日のこの席の場でいわゆる3月31日分の受付についてインターネットのホームページで公表するということが18ページと19ページの応募された方の農業委員会で受け付けされた13番目の方までインターネットで公表されています。

その3月の会議のときには4月の応募期間終了後最終の状況を4月の17日にホームページ等で公表するということになっておりますけれども、先ほど事務局に説明では準備ができ次第、公表するということがありますけれども、私昨日も今日も朝来る前に応募の方から私の名前が載っていないという問い合わせが2件ほどありました。

ですから、これは準備ができ次第ということではなくて、今日中に公表していただきたい。そうしないと我々農業委員だけが、個別の応募した方の名前を把握しておって、他に応募した方のほうはわかっておらない訳ですよ。これは公平性の面からいっても少しおかしいと思いますので、早急に公表お願いしたいと思います。以上です。

岡本次長 事務が遅くなっておりまして、申し訳ありません。公表にあたりまして正確な情報を記載するように準備をいたしまして、できるだけ速やかに載せるようにいたします。

橋本委員 わかりました。

議長 他にございませんか。

小林委員 すみません。今の推進委員のほうですが、10地区と16地区ですか、

準農村地でありながら第1希望がいらっしゃらないということは、地元の人がないということですか。その辺の確認だけです。

岡本次長 ご指摘の区域に限らず、幅広くこれまで啓発を努めていたところがございます。また地区によっては農業委員さんにも案内等お願いしたところがございますけれども、最終的に締切りまでに応募ありましたのはこちら記載のとおりでございます。

議 長 次に、日程第4の2点の連絡事項についてですが、事務局より説明をお願いします。

岡本次長 ご説明いたします。

「農業者年金の加入推進について」です。

現在、本市では農業委員会会長を加入推進部長に位置づけ、推進活動を行っており、特に加入推進強化月間中の昨年10月から11月には、花見川区において、20歳代～30歳代の若い農業者に対象を絞り、戸別訪問を行うなど、加入推進に努め、花見川区2名、緑区2名の計4名の新規加入者を獲得することができました。

また、農業委員会だよりやホームページなどにより、周知を図っておりまして、昨年12月発行の農業委員会だよりにおいて、加入推進に係る記事を掲載し、併せて、パンフレットを同封し周知・啓発に努めました。

今後におきましても、同様に加入推進に努めてまいります。新規加入者の掘り起こしには、地区担当の農業委員さんのお力添えがぜひとも必要でございます。

従いまして、加入希望やお問い合わせ等ありましたら、事務局までご連絡

くださるよう、引き続き、加入推進について、ご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

議長 ありがとうございます。このことについて、何か質問ありますでしょうか。

特になし。

議長 それでは、本日の議事日程は、以上でございます。

皆様のご協力により、すべての日程を慎重審議のもと、終了することができました。心より感謝申し上げます。

それでは、これをもちまして、平成29年度第1回農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会 午前11時15分)